科目名			担当教員	
精神保健福祉援助実習Ａ			小野　芳秀　ほか	
科目コード	単位数	スクーリング単位	履修方法	配当年次
CX4908	2	2	実習	3 年以上
履修登録条件		「精保演習Ａ」をすでに履修登録済みで、「精保演習Ｂ」と「精保実習指導Ａ」を同時に履修登録する方のみが履修登録できます。 ※その他、履修の前提科目は、『学習の手引き』３章を参照ください。		
生成 AI 利用レベル		レポート　：　C	試験（スクーリング含む）　：　C	

※社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者のみが受講できる科目です。

※今後の見直しなどにより、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』などでご案内します。

※実習免除者は受講不要です。

科目の概要

■実習の内容

精神障害者の社会復帰・生活支援を目的とした福祉施設などにおける精神保健福祉援助実習を通して、実習先施設・機関の実情に応じて下記の精神保健福祉士としての専門的知識と技術ならびに価値を体得します。

①利用者やその家族など、施設・機関・事業者・団体住民やボランティアなどとの基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。

②利用者理解とその需要の把握および支援計画の作成。

③利用者やその家族などとの支援関係の形成。

④利用者やその家族などへの権利擁護および支援（エンパワメントを含む）とその評価。

⑤精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。

⑥精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。

⑦施設・機関・事業者・団体などの職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。

⑧施設・機関・事業者・団体などの経営やサービスの管理運営の実際。

⑨当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体などであることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■科目の内容

本科目は、精神保健福祉士資格取得のために規定された実習のうち、福祉施設実習（16 日間以上かつ 120 時間以上）にあたります。

実習を通し、皆さん自身が、専門職である援助者として、ふさわしい自分であるかどうかを見つめることが重要となります。そのための事前学習は重要な意味を持ちます。大学から与えられた課題のみではなく、ボランティア活動や業務実績を通して得た課題をさらに深め、確認していけるよう、学生自身が、積極的に学ぶ姿勢が必要です。実習を通し、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分に自分のものとしていくことが望まれます。

■到達目標

福祉施設における援助実習を通じて下記 １ ）～ ９ ）について理解できるようになる。

１ ）利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティアなどの基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。

２ ）利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成。

３ ）利用者やその関係者（家族・親族・友人など）との支援関係の形成。

４ ）利用者やその関係者（家族・親族・友人など）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価。

５ ）精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。

６ ）精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。

７ ）施設・機関・事業者・団体などの職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。

８ ）施設・機関・事業者・団体などの経営やサービスの管理運営の実際。

９ ）当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体などであることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「俯瞰的な分析力」「倫理的実践力」「開発・創造力」を身につけてほしい。

■教科書・参考図書

【教科書】（「精保実習指導 A・B」「精保実習 B」と共通）

精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉士養成セミナー8 精神保健福祉援助実習指導・現場実習〈第 6 版〉』へるす出版、2017 年（改訂新版でも可）

（最近の教科書変更時期）2017 年 4 月

※上記教科書は「■精保実習指導A」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

【参考図書】

１ ）一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟『最新　精神保健福祉士養成講座 8　ソーシャルワーク実習指導　ソーシャルワーク実習［精神専門］』中央法規出版、2021 年

２ ）福祉臨床シリーズ編集委員会編『精神保健福祉士シリーズ 11　精神保健福祉援助実習〈第 2 版〉』弘文堂、2018 年

■実習期間

3 年次の 8／1～12／25　16 日間以上かつ 120 時間以上

原則 2 カ月の期間内に 8 日間ずつの分割実習が可能。2 カ所（異なる実習先）での実習は原則認められません。また、下記の例のとおり、実習は実習先の休業日に従い、原則連続を基本とします（分割による実習の場合も同様です）。

（例 1）土日が休みの実習

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月

（例２）土日が休みの実習（８日間ずつの２分割）

10 月

1	2	3	4	5	6	7	8
月	火	水	木	金	月	火	水

11 月

9	10	11	12	13	14	15	16
月	火	水	木	金	月	火	水

注意事項

実習中は慣れない環境で緊張が続き、毎日の実習記録の作成に多くの時間がとられるなど、精神的、体力的消耗が激しくなることが予想されます。実習中、体調を崩したり、疲れによる居眠りから、低い実習評価となったり、実習中断となったケースがこれまでにもあります。仕事をお持ちの方は実習期間中の休暇取得、家事や育児に従事している方は家族からの協力体制を確保するなど、集中して実習に臨めるよう調整を図ってください。また、実習期間中の土・日または祝日は、帰校指導が実施されるため、科目修了試験・スクーリングの受講はできません。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、「精保実習Ａ」受講前年度に「精保実習Ａ」受講希望者を対象に「実習選考試験」、精保実習Ａ事後指導（「精保演習 Ｂ － ２ ＋実習指導Ａ－ ２ 」）受講時に「精保実習 Ｂ」受講希望者を対象に必要に応じて面接などをそれぞれ実施します。**実習受講には選考試験などに合格し、本学より実習受講の許可を受ける必要があります。選考試験の不合格者が次年度再申込みする場合は、再面接（仙台）が必須となります。**

また、演習・実習指導・実習の各受講条件を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」など、計画的に学習を進めてください。

■精保実習 A 申込について

「精保実習 A 希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。実習受講を希望する方は、７月公開の『With』または学生専用『ポータルサイト』の案内に従ってエントリーを行い、「精保実習 A」（福祉施設実習）の受講申込を行ってください。特に希望する実習先がある場合は、所定の申込方法に沿ってご希望ください（次項「■実習施設に関する注意事項」参照）。

実習先には指導者として要件を満たした精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので、希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません）。

なお、実習は、基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断などの方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23 文科高第 501 号障発 0805 第９号平成 23 年８月５日）により、あらかじめ実習係宛に申し出た上で実習受講年度ごとに「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害などにより配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、実習申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出てください。

■実習施設

『学習の手引き』３章「実習先として認められる施設・事業の種別」参照。

「精保実習Ａ」（福祉施設実習）は、「医療関係施設」以外が実習先の対象種別となります。それ以外にも法令で認められた施設であれば、実習が可能な施設種別もあります。

実習先の実習指導者は、「精神保健福祉士の資格取得後３年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されます。

■実習施設に関する注意事項

自身や身内が利用している（または過去に利用歴のある）施設での実習は、情報保護などの観点から認めておりません。

■巡回指導・帰校指導について

原則として、実際に実習が行われている期間中に教員が実習施設を訪問する巡回指導が最低１回以上（最多で３回）、実習期間（実習開始日から終了日までの期間）の実習が行われていない土・日のいずれかまたは祝日に本学や所定の公共施設などにおいて最多で２回の帰校指導が、合わせて３回実施されます（8 日間実習の場合は巡回指導１回以上）。巡回指導のみ３回となるか巡回指導と帰校指導との組合せとなるかは、担当教員との調整により決まります（実習開始日までに確定の上、通知します）。実習期間中の土・日または祝日は、予定を空けておくようご注意ください。

■実習費

「精保実習Ａ」（福祉施設実習）　85,000 円

実習費は、所定の時期に一括請求されます。

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

「麻疹（はしか）」にかかったことがなく、「麻疹（はしか）」の予防接種を受けていない方（母子手帳に記載されています）は、医療機関にて「抗体検査」を受けていただく必要があります。また、「インフルエンザ」の対策についても、下記事項の遵守をお願いします。

（1）実習中に感染が疑われる症状（37.5 度以上の発熱、鼻水、咳・のどの痛みなど）が出た場合、実習先および通信教育部の実習担当までご連絡のうえ欠席し、医療機関にて診断を受けてください。

（2）万一自身がインフルエンザに罹患した場合は、実習先および通信教育部の実習担当までご連絡のうえ欠席してください。発症の翌日を１日目と数えて発症後５日間、かつ、解熱した翌日を１日目と数えて解熱後２日間は実習の受講はできません。また、タミフルなどの抗ウイルス薬を服用している期間は安静にし、実習先への出席はもちろん外出もご遠慮ください。

（3）発症１日前から発症１週間以内の感染者と５日以内に接触した人は、実習先および通信教育部の実習担当までご連絡のうえ、指示を受けてください。

（4）実習先がインフルエンザ流行により閉鎖になった場合、至急通信教育部の実習担当までご連絡ください。

（5）上記（1）～（4）により実習ができなくなった場合、代替の実習日については、実習先・学生・通信教育部の三者で協議のうえ決定させていただきます（実習先と学生との都合がつかず、実習日が確保できない場合は、年度内の資格取得や卒業が不可能になることもありますので、ご了承ください）。

（6）日頃より、手洗い・うがいを励行するなどインフルエンザ感染の予防に努めるとともに、マスク着用など咳エチケットの徹底もお願いいたします。

（7）その他実習先から別途指示のある場合は、そちらにしたがってください。

（8）実習先に個人の罹患情報を提供する場合もありますので、ご了承ください。

※「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」について

2023 年５月より５類感染症に移行しましたが、感染状況にしたがい、演習・実習指導・実習などの実施について対応を検討する可能性があります。状況に応じて各自、感染防止策の徹底に取り組み、『With』などでご案内する本学の養成課程の方針に沿って学習に取り組んでください。